

厚生委員会議案説明資料

令和元年 12月 11日

件名	頁
1 第119号議案 足立区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	2

(福 祉 部)

第 1 1 9 号議案説明資料

令和元年 1 2 月 1 1 日

件 名	足立区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
所管部課名	福祉部福祉管理課
内 容	<p>1 改正理由 「災害弔慰金の支給等に関する法律」等の一部が改正されたことに伴い、足立区災害弔慰金等支給審査委員会を設置するほか、規定を整備するため、条例の一部を改正する。</p> <p>2 改正の概要 (1) 災害援護資金の貸付の償還に関する規定 償還に関する政令の規定（令第 1 0 条、令第 1 1 条）が法律（法第 1 3 条、法第 1 4 条）に規定されたこと、償還金の猶予・免除の判断に必要な借受人等の報告に関する規定（法第 1 6 条）が法律に追加されたことに伴い、条例第 1 5 条第 3 項が根拠としている政令、法律の条文を変更する必要があるため、条例を改正する。</p> <p>(2) 足立区災害弔慰金等支給審査委員会の設置 災害弔慰金および災害障害見舞金の支給に係る死亡等の判定に関し、審議会その他の合議制機関の設置に関する努力義務が法律に規定された。 自然災害に起因した死亡であるか否か専門的な見地から判定する必要があるケースも想定されるため、足立区災害弔慰金等支給審査委員会の設置に関する規定を条例に追加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会は 5 名以内で構成し、医師、弁護士その他、区長が必要と認める者から、区長が委嘱又は任命する <p>3 新旧対照表 別紙のとおり</p> <p>4 施行年月日 公布の日から施行する。</p>
今後の方針	

足立区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>(新設)</p> <p>第 1 条～第 14 条 省略</p> <p>(償還等)</p> <p>第 15 条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。</p> <p>2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。</p> <p>3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、<u>法第 13 条第 1 項及び令第 8 条から第 11 条までの規定によるものとする。</u></p>	<p>目次</p> <p><u>第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）</u></p> <p><u>第 2 章 災害弔慰金（第 3 条 第 8 条）</u></p> <p><u>第 3 章 災害障害見舞金の支給（第 9 条 第 1 1 条）</u></p> <p><u>第 4 章 災害援護資金の貸付け（第 1 2 条 第 1 5 条）</u></p> <p><u>第 5 章 雑則（第 1 6 条・第 1 7 条）</u></p> <p>付則</p> <p>第 1 条～第 14 条 省略</p> <p>(償還等)</p> <p>第 15 条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。</p> <p>2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。</p> <p>3 <u>償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第 13 条、第 14 条第 1 項及び第 16 条並びに令第 8 条、第 9 条及び第 12 条の規定によるものとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第 5 章 雑則</p> <p>(委員会の設置)</p> <p>第 16 条 <u>災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、区長の附属機関として足立区災害弔慰金等支給審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。</u></p> <p>2 <u>委員会は、医師、弁護士その他区長が必要と認める者のうちから、区長が委嘱又は任命する委員 5 名以内をもつて組織する。</u></p>

改正前	改正後		
<p>(委任)</p> <p>第16条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p> <p>付 則 省略</p> <p>付 則 (平成3年12月25日条例第56号) 省略</p> <p>付 則 (平成23年7月8日条例第30号) 省略</p> <p>付 則 (平成23年12月22日条例第50号) 省略</p> <p>付 則 (令和元年7月4日条例第8号)</p>	<p>3 委員会の委員又は委員であつた者は、その職務に関し知りえた秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。</p> <p>4 前2項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(委任)</p> <p>第17条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p> <p>付 則 省略</p> <p>付 則 (平成3年12月25日条例第56号) 省略</p> <p>付 則 (平成23年7月8日条例第30号) 省略</p> <p>付 則 (平成23年12月22日条例第50号) 省略</p> <p>付 則 (令和元年7月4日条例第8号) 省略</p> <p>付 則 (令和元年 月 日条例第 号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)</p> <p>2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和39年足立区条例第17号)の一部を次のように改正する。</p> <p>別表区長の部に次のように加える。</p> <table border="1" data-bbox="1151 979 2089 1027"> <tr> <td>足立区災害弔慰金等支給審査委員会</td> <td>日額 18,000円</td> </tr> </table>	足立区災害弔慰金等支給審査委員会	日額 18,000円
足立区災害弔慰金等支給審査委員会	日額 18,000円		